

エムスリーグループ 通報体制基本方針

1. 基本的な考え方

エムスリーグループ（特に断りのない限り、本方針で使われる用語は後述の「行動規範」での定義に基づきます。以下同じ）は、エムスリーグループの役職員一人一人が遵守すべき行動規範である「エムスリーグループ行動規範」（以下「行動規範」といいます）において、通常の指揮命令系統から独立した専用の通報制度の構築・維持（「1.5 通報制度」）を宣言しています。

本方針は、行動規範に定めるエムスリーグループの通報体制運用に関する考え方を明確にするもので、エムスリーグループの全ての役職員に適用されます。

2. 通報体制に関するエムスリーグループの体制

エムスリーグループは、エムスリーグループ内で発生した、または発生する恐れのある下記のような不正行為や事業活動を社内の者が知り得た場合に、所定の窓口、または取締役・執行役員に対して、直接、秘密が保持された通報を行うことができる社内通報制度を設けており、社内のイントラネットに掲載しています。本制度は、新入社員向けの研修の中でも周知されています。

- ・法令に違反する行為
- ・会社の定款・規程その他の規則に反する行為
- ・健全な雇用・労働環境を棄損しうる、労働時間や労働条件に係るあらゆる行為
- ・汚職・贈収賄、不正・詐欺、資金洗浄（マネー・ローンダリング）等を含む腐敗行為
- ・情報セキュリティに関する違反行為
- ・その他、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなどのハラスメントを含む、コンプライアンス上問題があると判断される行為

秘密性が確保された匿名による通報や報復の禁止を含め、通報者に一切の不利益が生じないように定められています。ただし、調査等を実施するため、担当者から連絡をとることのできる手段（電話番号又は電子メールアドレスに限る）を提供してもらう必要があります。

なお、国内外の主要な子会社における、各国の法制度に合わせて社内の不正行為を通報できる内部通報制度に加え、言語的または地理的な障壁を問わず、サプライヤーを含む全てのステークホルダーが通報できる外部窓口を、エムスリー株式会社のコーポレートサイトに設置するものとします。